

貿易一般保険運用規程・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略) <u>令和7年3月6日 一部改正</u></p>	<p>貿易一般保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p>	
<p><b>第1章 一般的事項</b> <b>第2節 引受基準等</b> (ストックセールスにおける貿易一般保険の取扱い)</p> <p><b>第22条</b> ストックセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</p> <p>イ 個別保険にあっては、以下のとおりとする。</p> <p>「1. 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の保険責任の開始日は、保険契約の締結の日から5日を経過した日とする。</p> <p>2. 日本貿易保険の保険責任の終了日は、輸出契約において定められた決済期限とする。」</p> <p>ロ 包括保険にあっては、以下のとおりとする。</p> <p>「1. 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の保険責任の開始日は、保険契約の締結の日とする。</p> <p>2. 日本貿易保険の保険責任の終了日は、輸出契約において定められた決済期限とする。」</p>	<p><b>第1章 一般的事項</b> <b>第2節 引受基準等</b> (ストックセールスにおける貿易一般保険の取扱い)</p> <p><b>第22条</b> ストックセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</p> <p>イ 個別保険にあっては、以下のとおりとする。</p> <p>「1. 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の保険責任の開始日は、保険契約の締結の日から5日を経過した日とする。</p> <p>2. 日本貿易保険の保険責任の終了日は、輸出契約において定められた決済期限とする。」</p> <p>ロ 包括保険にあっては、以下のとおりとする。</p> <p>「1. 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の保険責任の開始日は、保険契約の締結の日とする。</p> <p>2. 日本貿易保険の保険責任の終了日は、輸出契約において定められた決済期限とする。」</p>	
<p><b>第4節 保険料率算定等</b> (保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p><b>第34条</b> 保険料率等規程II [1] 1(1)②(i)に規定する「船積前期間」、(1)②(ii)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ii)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第1のとおりとする。ただし、特約により別に定</p>	<p><b>第4節 保険料率算定等</b> (保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p><b>第34条</b> 保険料率等規程II [1] 1(1)②(i)に規定する「船積前期間」、(1)②(ii)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ii)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第1のとおりとする。ただし、特約により別に定</p>	

<p>めた場合を除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第22条の規定に基づきストックセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、船積前期間は0日とし、船積後期間は保険契約締結日から決済期限（決済期限が二以上の場合にあっては、最終決済期限）までとする。</p>	<p>めた場合を除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第22条の規定に基づきストックセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、船積前期間は0日とし、船積後期間は保険契約締結日<u>又は貨物の引き渡し日のいずれか早い日</u>から決済期限（決済期限が二以上の場合にあっては、最終決済期限）までとする。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和7年4月1日から実施する。</u></p>		